第九条　資金会計官又は分任資金会計官は、前条の規定による資金出納命令官からの報告を受けたとき又は資金出納官吏事務規程第三十一条第一項若しくは第五十二条第一項（資金出納官吏事務規程第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による資金出納官吏からの報告を受けたときは、資金出納命令官又は資金出納官吏に対し、第二号書式の特別調達資金返納命令書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を発し（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により送信し）、その返納の手続をさせなければならない。

第九条の二　資金会計官又は分任資金会計官は、資金出納命令官又は資金出納官吏から支払事務規程第二十二条又は資金出納官吏事務規程第三十一条第二項の規定により、延滞金等について収納があつた旨の通知を受けたときは、第四号書式の延滞金等組入命令書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を作成して、当該資金出納命令官又は資金出納官吏に送付（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により送信）しなければならない。

（誤りの訂正）

第十条　資金会計官又は分任資金会計官は、第六条又は第九条の規定により資金出納命令官又は資金出納官吏に発した（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により送信した）特別調達資金返納命令書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の記載事項又は記録事項のうち金額以外のものについて誤りのあることを発見したときは、その訂正をすることができる。

2　資金会計官又は分任資金会計官は、前項の訂正をするときは、資金出納命令官又は資金出納官吏から当該特別調達資金返納命令書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を提出させて、相当の訂正をし、これを当該資金出納命令官又は資金出納官吏に返付（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により返信）しなければならない。

3　資金出納命令官が第七条の規定により資金出納官吏に送付（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により送信）した特別調達資金返納告知書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）又は資金会計官若しくは分任資金会計官が前条の規定により資金出納命令官若しくは資金出納官吏に送付（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により送信）した延滞金等組入命令書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の記載事項又は記録事項のうち金額以外のものについて誤りを発見したときは、前二項の規定を準用する。

第九条　資金会計官又は分任資金会計官は、前条の規定による資金出納命令官からの報告を受けたとき又は資金出納官吏事務規程第三十一条第一項若しくは第五十二条第一項（資金出納官吏事務規程第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による資金出納官吏からの報告を受けたときは、資金出納命令官又は資金出納官吏に対し、第二号書式の特別調達資金返納命令書を発し、その返納の手続をさせなければならない。

第九条の二　資金会計官又は分任資金会計官は、資金出納命令官又は資金出納官吏から支払事務規程第二十二条又は資金出納官吏事務規程第三十一条第二項の規定により、延滞金等について収納があつた旨の通知を受けたときは、第四号書式の延滞金等組入命令書を作成して、当該資金出納命令官又は資金出納官吏に送付しなければならない。

（誤りの訂正）

第十条　資金会計官又は分任資金会計官は、第六条又は第九条の規定により資金出納命令官又は資金出納官吏に発した特別調達資金返納命令書の記載事項のうち金額以外のものについて誤りのあることを発見したときは、その訂正をすることができる。

2　資金会計官又は分任資金会計官は、前項の訂正をするときは、資金出納命令官又は資金出納官吏から当該特別調達資金返納命令書を提出させて、相当の訂正をし、これを当該資金出納命令官又は資金出納官吏に返付しなければならない。

3　資金出納命令官が第七条の規定により資金出納官吏に送付した特別調達資金返納告知書又は資金会計官若しくは分任資金会計官が前条の規定により資金出納命令官若しくは資金出納官吏に送付した延滞金等組入命令書の記載事項のうち金額以外のものについて誤りを発見したときは、前二項の規定を準用する。